

令和3年第4回平取町議会定例会（開会 午後2時30分）

議長

それではただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって3番四戸議員、4番中川議員を指名します。

日程第2、議案第16号令和3年度平取町一般会計予算、

日程第3、議案第17号令和3年度平取町国民健康保険特別会計予算、

日程第4、議案第18号令和3年度平取町後期高齢者医療特別会計予算、

日程第5、議案第19号令和3年度平取町介護保険特別会計予算、

日程第6、議案第20号令和3年度平取町簡易水道特別会計予算、

日程第7、議案第21号令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、

以上議案6件を一括して議題とします。令和3年度平取町各会計予算につきましては予算審査特別委員会に付託して審査をしておりますので、その結果について委員長に報告を求めます。2番高山議員。

2番  
高山議員

令和3年度平取町各会計予算審査報告をさせていただきたいと思います。まず報告の前に委員各位におかれましては連日、長時間に渡りまして熱心に議案のご審議をいただきまして厚くお礼申し上げる次第でございます。また町長をはじめとする理事者の方々、課長各位の審査に寄せられましたご説明等への協力に対し、深く感謝を申し上げます。それでは令和3年第4回定例会において当初予算審査特別委員会に付託されました議案第16号から21号までの令和3年度平取町各会計予算の6議案について、審査の経過と結果を会議規則第75条の規定によりご報告を申し上げます。当委員会は先に提案説明のあった予算の審議にあたり、質疑等を通じて疑問点をただしながら予算内容の細部にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。また過去に行った一般質問や委員会審議での議論を十分反映した予算案となっているかという点についても審査の重点事項としたところであります。令和3年各会計予算は一般会計をはじめとして総額95億9110万円で前年度当初予算と比較するとほぼ同額となるものでありますが、第6次総合計画と連動する財政収支計画に沿って編成されたものと判断しているところでございます。なお審査の過程において、今後改善に向けての指摘要望事項がありますので以下その概要を申し上げます。初めに財源の確保についてであります。日本経済は新型コロナウイルスの感染症拡大により甚大な影響を受けており、これまで経験したことのない危機に直面しています。このような状況の中、自主財源の乏しい地方財政の見通しは依然として厳しい経済状況で推移していくものと予想しています。このようなことから町税や各種使用料等について自主財源の確保を図るため、効果的な徴収方法による収納基準、収納率の向上とともに、平取町債権管理基本条例に資し基本方針に基づき、適正な債権処理をもって納税者の公正公

平感を失うことのないよう万全を期されることを強く要望いたします。また全国的なPRにより、産業や観光など様々な面で、町の地域活性化への可能性も広がるふるさと納税制度について多くの寄附金が見込まれておりますが、宣伝方法や返礼品などの創意工夫による事業展開で将来を見据えた効果的な基金運用計画の構築を期待いたします。次に歳出であります。農林業振興、商工業振興を始めとする各産業、子育てや生活支援、福祉施策などの幅広いの各種施策などを率先して実施、あるいは予定されていますことに深く敬意を表するものでございます。しかしこのような各種事業の実施に当たっては限られた一般財源を活用し事業が実施されることとなりますが、そのためにもスクラップアンドビルドを実行すべく鋭意努力をいただきたいと思います。住民の移動手段となる大変重要な生活交通確保については、現在の膨れ上がる路線バス経費も十分に勘案しつつ、町の交通体系を早急に見直すよう望むところでございます。また熱電力の低炭素化、災害時におけるエネルギー確保を目的とした木質バイオマス設備が4月より稼働となりますが、その過程においては様々な課題がありました。今後の事業展開においては本来の目的である地域経済に波及される事業選択となるよう望むものでございます。各公共施設は年数の経過とともに老朽化が進み補修等が高額で推移しているため、各分野における経常経費の総体的な見直しを図られるよう望みます。また各種情報システムは住民サービスの情報提供を行う上では必要不可欠であります。各課の業務においてその委託料や保守料が年々増加しています。コスト削減も視野に入れた取組みを図られるよう強く望むものでございます。いずれにしても限られた財源をより効果的、効率的に運用させるため町民ニーズを充分把握しながら、一般会計の健全な運営を後年度に引き継げるような財政運営を強く要望するものであります。次に特別会計についてであります。国民健康保険特別会計については令和3年度は保険税の改定が行われます。各種保健活動を通じて被保険者の健康管理、健康教育に努め、医療費の削減を図られるよう努力をお願いしたいと思います。次に介護保険特別会計についてであります。令和3年度から始まる第8期の高齢者保健福祉介護保険事業計画に基づき事業が進められます。保険料の算定は3年間に渡る平準額として保険料が大幅に引上げられました。これまで計画の事後評価のものと一層質の高い介護サービスの展開を図られることを期待しています。次に簡易水道会計であります。今までも配水管の老朽化により毎年敷設替えを行っておりますが、水道水は町民のライフラインともなっていることから、改修計画に沿って早急かつ効率的な改修に努められるとともに、日常における各施設の維持管理に努め、水道料金の低廉化と良質な生活用水が町民に供給されるよう配慮願います。次に国民健康保険病院特別会計となります。これまで診療体制の充実に向けて努力をされていますが、一般会計からの繰入れについては3億4000万円余りと依然として高額で推移し厳しい経営が続くことが見込まれています。地域に密着した質の高い医療サービスの提供、危機的な経営の効率化、経営形態の見直し等を盛り込んだ新公立病院改

革プランを策定していただき、健全な経営の安定が早期に図られるよう強く望むものであります。最後に予算説明資料の作成については2年目となりますが、審議において大変参考となり感謝を申し上げる次第でございます。記載内容など工夫改善をお願いし、引続き作成についてご配慮をお願い申し上げます。以上、当委員会における指摘要望事項であります。効果的かつ適正に本予算を執行されますよう記載しているところでございます。なおお手元の報告書のとおり、令和3年度平取町一般、特別会計予算の6議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上をもちまして予算審査特別委員会の報告を終わりといたします。以上です。

議長

ただいま予算審査特別委員会委員長より報告がありましたとおり、議案第16号から議案第21号までの令和3年度平取町各会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告であります。質疑を省略し討論を行います。日程第2、議案第16号令和3年度平取町一般会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第2、議案第16号令和3年度平取町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第17号令和3年度平取町国民健康保険特別会計に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第3、議案第17号令和3年度平取町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第18号令和3年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第18号令和3年度平取町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第19号令和3年度平取町介護保険特別会計予算に対する討論

を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第19号令和3年度平取町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第20号令和3年度平取町簡易水道特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第20号令和3年度平取町簡易水道特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第21号令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第21号令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第22号令和2年度平取町一般会計補正予算第17号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第22号令和2年度平取町一般会計補正予算第17号につきましてご説明いたしますので1ページをお開き願います。令和2年度平取町一般会計補正予算第17号は次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億6535万4千円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしています。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので5ページをお開き願います。4款1項2目予防費12節委託料100万円の増額です。新型コロナウイルスワクチンの接種体制に係る予算については1月臨時会において既に必要な予算を計上したところではありますが、このたび国において個人の接種

状況を迅速に把握し、且つ各自治体が実施するワクチン接種を円滑に進める必要があることから国が新たに構築するワクチン接種記録システムと、各自治体が管理する予防接種台帳やマイナンバーを管理する住民基本台帳システムなど、複数のシステム間での情報連携を可能にするため、今回、予防接種台帳などのシステム改修費として100万円を増額するものであり、財源につきましては全額新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を充当するものであります。なお各自治体が令和2年度内に全ての事業費の申請が出来ない場合については、国は令和3年度に改めて追加調査を実施し補助金の再配分を行う予定でありますので今後、新たな事業費が発生することも想定されるものであります。歳出は以上でございます。次に歳入についてご説明いたしますので4ページをお開き願います。15款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金100万円の増額です。これはただいま歳出でご説明したとおり新型コロナウイルスワクチンに係るシステム改修費でありまして、その財源を事業費の10分の10が交付される新型コロナワクチン補助金を見込んだものであります。歳入歳出予算事項別明細書につきましては以上でございます。以上、議案第22号令和2年度平取町一般会計補正予算第17号についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第8、議案第22号令和2年度平取町一般会計補正予算第17号は原案のとおり可決しました。

日程第9、発議第1号平取町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。6番櫻井議員。

6番  
櫻井議員

6番櫻井です。それでは発議第1号平取町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、その提案理由をご説明申し上げます。平取町議会議員における政策会議におきまして数年に渡り議会改革についての協議を進めてまいりましたが、その中の一つの懸案事項となっておりました平取町議会議員定数については、平取町の人口が5000人を割った場合を一つの目安としておりました。加えて前回選挙においても無投票であったという状況も踏まえ協議を重ねた結果、議員定数を削減することに議員全員一致で決定したものであります。それでは改正内容についてご説明申し上げます。平取町議会議員の定

数は現行の12人を10人へと改正するものです。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行し施行後、最初に行われる一般選挙から適用するものがあります。提出議員は私、櫻井、賛成議員は金谷議員、高山議員、中川議員です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、発議第1号平取町議会議員の定数を定める条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、発議第2号米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書案の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。4番中川議員。

4番  
中川議員

意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書案。

(意見書案 朗読)

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第10、発議第2号米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書案の提出については原案のとおり可決しました。

休憩いたします。

(休憩 午後 2時55分)

(再開 午後 2時57分)

お諮りいたします。承認第1号閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って承認第1号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って各委員長から申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。本定例会に付されました事件の審議状況を報告いたします。議案22件で原案可決22件。発議2件で原案可決2件。承認1件で決定1件、以上のとおりでございます。

お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。従って会議規則第6条の規定によりまして、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。令和3年第4回平取町議会定例会をこれで閉会いたします。本定例会の終了に際しまして私のほうから皆様方に挨拶を申し上げたいと思います。

(議長 あいさつ)

続きまして定年退職者挨拶お願いいたします。谷山課長、あいさつお願いします。

建設水道  
課長  
議長

(定年退職者代表 あいさつ)

それでは最後に遠藤町長よりご挨拶をお願いいたします。

町長

(町長 あいさつ)

議長

皆様、長い間、大変お疲れ様でございました。以上で全日程を終了いたします。

(閉会 午後3時15分)